

公共事業に係る政策評価の点検結果について

- 総務省は、図表1のとおり、農林水産省及び国土交通省所管の公共事業に係る政策評価21件を点検対象として、その内容を点検^(注1)（これらの事業は、前回点検から数年程度経過している事業区分に属し、**事業効果として防災に関する効果**が含まれるなど、共通性・類似性）

点検においては、個別事業の評価の客観性・合理性を検証したほか、複数事業の評価を比較等することにより、課題の検討等を行った^(注2)。

(注1) 各省が平成28年度に実施した公共事業に係る政策評価は、計1,127件

(注2) 現地調査機能を活用した情報収集・分析（平成29年8月～11月、関東、中部、近畿及び九州の4管区局）、政策評価審議会委員の知見も得つつ実施

- 点検の結果、以下の状況がみられた。
 - **個別事業の評価の見直しが必要なもの：3件**（図表1参照）
 - **事業区分全体としての評価の取扱い（評価マニュアル）等の見直しが必要なもの：4件**（図表2参照）
- これらの結果を取りまとめ、関係省に通知

図表1 点検対象事業区分(事業数)と、個別事業の評価の見直しに関する指摘の状況

所管省	点検対象とした事業区分		点検対象	指摘件数
農林水産省	農業農村整備事業	国営かんがい排水事業	2	
		農村地域防災減災事業	4	1 [P2]
	林野公共事業	直轄地すべり防止事業	1	
		国有林直轄治山事業	1	
		民有林直轄治山事業	1	1 [P3]
		民有林補助治山事業	3	
国土交通省	砂防事業		3	1
	住宅市街地総合整備事業		4	
	都市公園事業		2	
計	9事業区分		21件	3件

図表2 事業区分全体としての評価の取扱い等の見直しに関する指摘の状況

指摘の類型	指摘件数
評価マニュアル等の見直し	2 [P5]
運用の見直し (評価マニュアルの趣旨等の徹底、評価結果の的確な公表方法の検討)	2 [P4]
計	4件

【点検対象とした事業】農村地域防災減災事業（地すべり対策事業（江井鷲ノ巣地区））再評価〔農林水産省〕

(事業主体) 兵庫県

(事業概要) 土工、杭工等の地すべり対策工事の実施により、農地・農業用施設を始め人家、人命及び公共用施設等の地すべり被害を防止し、国土の保全と民生の安定を図る。

(事業期間) 平成18年度～29年度

(総事業費) 11.5億円

(B/C) 1.57 (便益：22.2億円、費用：14.1億円)

(点検結果の概要)

○ 評価マニュアルでは、費用便益分析の際の被害想定区域における資産等の調査に関し、①実測平面図による図測、②聞き取り調査等により実施することを規定

○ 本事業の評価では、被害想定区域における被害量の算定に当たり、新規事業採択時（平成18年）の住居数や農業資産等のデータをそのまま使用

○ しかし、当省の確認の結果、本事業の評価で用いられている数値は、最新（平成26年）の住宅地図や現況（平成29年）との間に齟齬がみられる状況

<評価に使用されている数値と当省の確認結果の比較>

効果算定対象資産	本評価に使用されている数値(H18)	当省の確認結果	
		最新(H26)の住宅地図	現況(H29)
ため池	18か所	17か所	10か所
住居	30戸	27戸	29戸
B/C	1.57	(1.48)	(1.53)

(注) 「B/C」欄の()内の数値は、当省が把握したデータに基づき推計したものの住宅地図上「ため池」となっているが、田や駐車場に転用されている箇所(例)



農林水産省は、費用便益分析の的確な実施を図り、国民への説明責任を果たす観点から、事業実施箇所の最新の実態や現況をよりの的確に示すデータを使用して評価を行うことが必要

【点検対象とした事業】林野公共事業（私有林直轄治山事業（紀伊田辺地区））再評価〔農林水産省〕

（事業主体） 近畿中国森林管理局

（事業概要） 平成23年に発生した台風12号の豪雨により大規模な山腹崩壊が生じた地域の復旧や、多量の不安定土砂が堆積する荒廃溪流の整備を行い、地域の安全・安心を早期に確保する。

（事業期間） 平成25年度～34年度

（総事業費） 77.2億円

（ B / C ） 1.88（便益：135.2億円、費用：72.0億円）

（点検結果の概要）

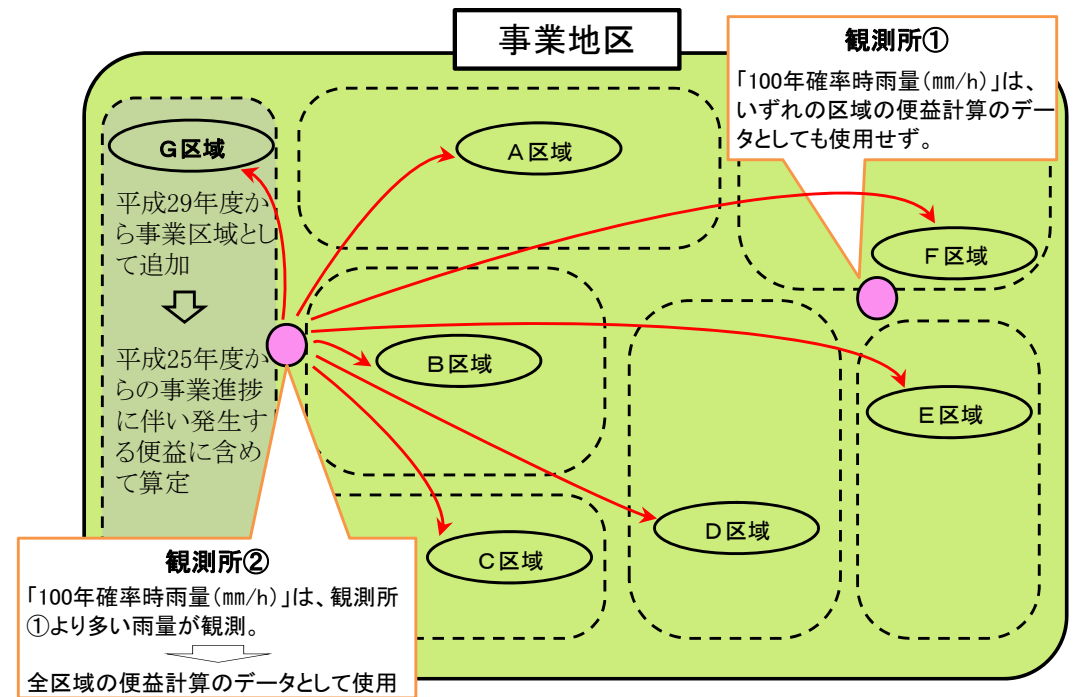
- 本事業の評価では、事業実施による効果（便益）として、水源涵養便益（注1）及び山地保全便益（注2）を算定

（注1）水源涵養便益：森林の状態が良好に保たれることによって、洪水防止、流域貯水、水質浄化に寄与する便益

（注2）山地保全便益：森林の状態が良好に保たれることによって、土砂流出や山腹崩壊等の防止に寄与する便益

- 平成29年度から事業区域として追加された1区域に係る便益を、事業開始年度（平成25年度）以降から発生した便益に含めて算定

- 便益算定に用いている降雨量のデータについて、事業地区に2か所ある観測所で観測されたデータのうち、各区域の最寄の観測所のデータではなく、より災害の危険度が高いと想定される、雨量が多い方の観測所のデータを一律に使用



農林水産省は、事業内容や事業地区の実態をよりの確かつ正確に評価に反映させる観点から、便益算定に当たっては、区域を分けて算出してから合算するなど、算定方法の合理性及び妥当性を確保した費用便益分析を行うことが必要

<事例> 評価結果の的確な公表方法について(貨幣換算が困難な効果等について個別地区の実情等を踏まえた公表)

【点検対象とした事業区分】 住宅市街地総合整備事業（地域居住機能再生推進事業（※1）、密集市街地総合防災事業（※2））事前評価〔国土交通省〕

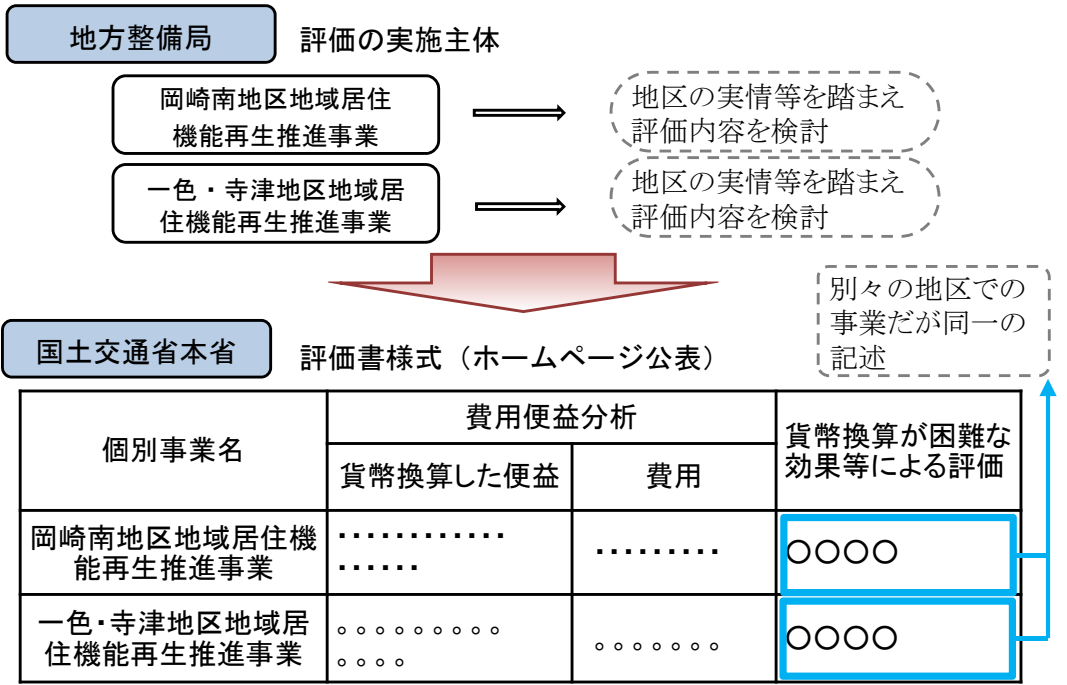
<事業区分全体の評価の取扱い等の見直し>

※1 地域居住機能再生計画に従って行われる住宅等の整備、公共施設の整備等に関する事業

※2 密集市街地総合防災計画に従って行われる住宅等の整備、公共施設の整備等に関する事業

(点検結果の概要)

- 評価内容のうち「貨幣換算が困難な効果等による評価」について、評価の実施主体である地方整備局では、実施する事業の実情等を踏まえ、個別にその内容を検討しているが、国土交通省本省が公表している評価書では両事業とも同一の記述
- 国土交通省本省は、地域居住機能再生推進事業の目的・期待する効果に従い、同じ記載になったとしている。
- 個別事業ごとの実施の必要性や妥当性を外部から検証するという公表の意義・目的を達し得ないものとなっている状況



国土交通省は、「貨幣換算が困難な効果等による評価」が、個別事業ごとに、その固有の実情等を踏まえ、的確に実施されていることを検証できる形で評価結果を公表する方法について検討することが必要

【点検対象とした事業区分】 農業農村整備事業（農村地域防災減災事業）、林野公共事業（直轄地すべり防止事業及び民有林補助治山事業）再評価〔農林水産省〕

<事業区分全体の評価の取扱い等の見直し>

(点検結果の概要)

- 農業農村整備事業、林野公共事業及び砂防事業には、いずれも、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり対策を目的とした事業（※1）あり

※1 今回点検を行ったのは、農業農村整備事業（1事業）、林野公共事業（3事業）及び砂防事業（2事業）の計6事業

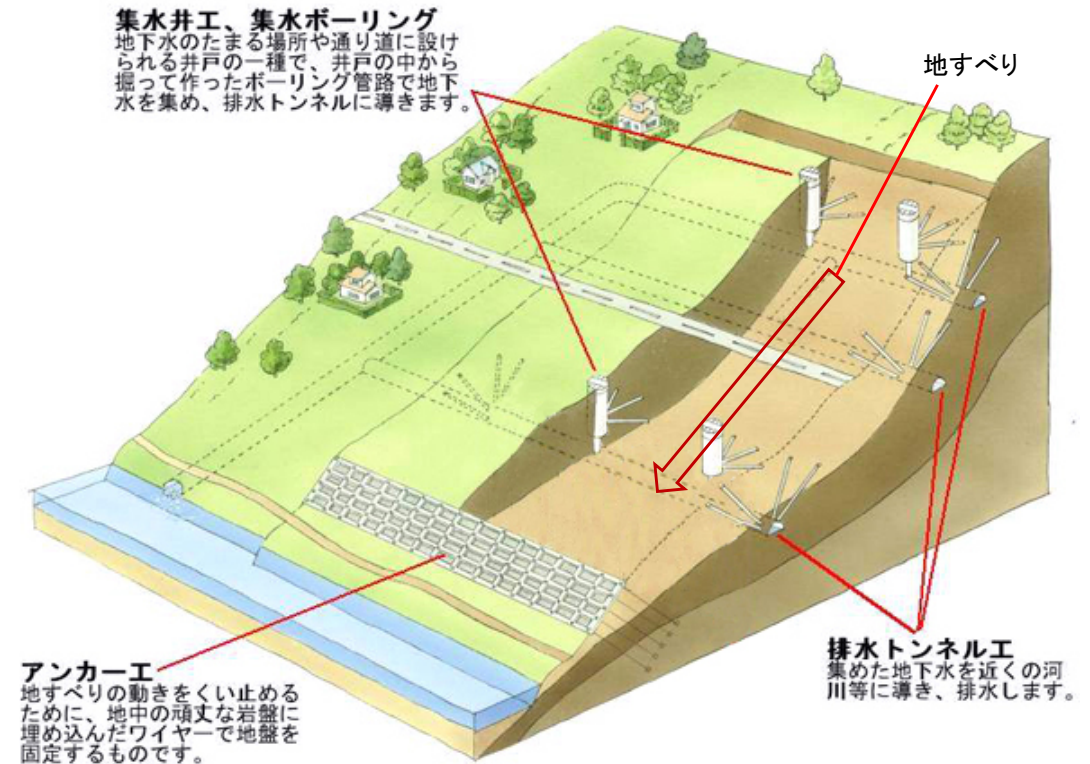
- 農業農村整備事業及び林野公共事業の各事業地区の保全対象区域（※2）には家屋が所在し、人命保護効果（※3）が発現すると考えられるため、事業目的（※4）を踏まえ、得られる効果を的確に評価する必要があると考えられる。

しかし、農業農村整備事業では、評価マニュアルで定量化手法が確立していないことから当面の間算定は行わない（※5）とされ、また、林野公共事業では、評価マニュアルに効果算定に関する記述がない。

- ※2 事業効果の算定対象とする、人家、公共施設等が被害を受ける恐れのある区域
- ※3 事業実施により地すべり被害から人命を保護する効果
- ※4 個別事業の事業目的として、農地等、人家、人命及び公共用施設等の地すべり被害を防止すること等が掲げられている。
- ※5 算定しないこととする期間は定めていない。

- 一方で、砂防事業の評価マニュアルには定量的な算定方法が示され、実際に算定されている。

<地すべり対策工事の例>



農林水産省は、事業実施による災害防止効果として想定される人命保護効果の取扱いについて、同じ地すべり対策を主目的として実施する他の事業区分では評価マニュアル等に基づき算定しているものがあることを踏まえ、定性的な手法による評価も含めて評価結果において明確化するよう検討し、評価マニュアル等にその取扱いを示すことが必要

(参考) 平成28年度点検結果のフォローアップ状況

【平成28年度点検結果（平成29年3月30日通知・公表）】

- 点検対象 : 5事業区分 37件
- 指摘件数 : 個別の評価に係る指摘（評価の見直し等）8件、事業区分に共通する指摘（評価マニュアルの改定等）11件

【指摘事項に対する各省の対応状況（平成30年3月末現在）】

各省の対応状況の内訳

〔個別の評価に係る指摘関係〕

(単位:件)

所管省	事業区分		指摘	各省の対応	
				対応済	対応中
農林水産省	水産関係 公共事業	水産資源環境整備事業	1	1	0
		水産物供給基盤整備事業	2	2	0
		特定漁港漁場整備事業	3	3	0
国土交通省	港湾整備事業		1	0	1
	市街地整備事業(都市機能立地支援事業)		1	1	0
計			8	7	1

〔事業区分に共通する指摘関係〕

(単位:件)

指摘の類型	指摘	各省の対応	
		対応済	対応中
費用対効果分析マニュアルの改定等	5	0	5
最新の知見や事例の蓄積等を踏まえた評価手法の検討	2	0	2
運用改善(事業主体への周知徹底等)	4	4	0
計	11	4	7

各省の対応例

〔対応例 1〕 水産資源環境整備事業（島地区）

【指摘の概要】

事業完了が見込めないにもかかわらず事業完了を前提とした評価を実施。また、平成24年度に実施すべき期中の評価が未実施

- ⇒ ① 本事業の実態を的確に把握し、期中の評価をやり直すこと。
- ② 今後、期中の評価を適切に実施・公表すること。

【農林水産省の対応状況】

- ① 平成29年2月に期中の評価を再度実施し、29年3月に公表
- ② 適切な内容及び時期で期中の評価を実施するよう関係都道府県等に通知を发出し指導(平成29年4月10日)、また、その後の担当者会議等において周知を徹底

〔対応例 2〕 市街地整備事業（都市機能立地支援事業）

【指摘の概要】

事業実施地区ではなく都市規模等異なる他市のデータを用いて便益算定

- ⇒ ① 地域の実情に見合った適切な賃料及び敷金等預託金を設定した上で評価をやり直すこと。
- ② 便益算定における賃料及び敷金等預託金について、地域の実情を的確に捉えて設定するよう、評価マニュアルの充実について検討すること。

【国土交通省の対応状況】

- ① B/Cを再計算するなど評価の修正を行い、平成30年2月に公表
- ② 都市機能立地支援事業の費用便益分析マニュアル案の改定に向けて作業中